

○みなかみ町湯原温泉街駐車場の設置及び管理に関する条例

令和5年9月11日

条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、みなかみ町湯原温泉街駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町は、湯原温泉街周辺の交通の円滑化及び地域の活性化を図り、かつ、湯原温泉街における観光客及び町民の利便を図るため、駐車場を設置する。

(名称及び位置)

第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
湯原温泉街駐車場	みなかみ町湯原703番地11

(供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、午前0時から翌日の午前0時までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(車両の範囲)

第5条 駐車場を使用できる車両の範囲は、道路運送車両法施行規則（昭和26年法律第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。ただし、町長が必要と認めるときは、その他の車両を駐車させることができる。

(自動車の駐車形態)

第6条 前条に規定する自動車の駐車形態は、次のとおりとする。

- (1) 普通駐車 時間単位による供用
- (2) 特別駐車 日単位による供用

(特別駐車使用者の資格)

第7条 前条第2号に規定する特別駐車のため駐車場を使用できる者は次に掲げる者とする。

- (1) 国又は地方公共団体等
- (2) その他町長が必要と認めた者

(使用の許可)

第8条 普通駐車のため駐車場を使用する者は、駐車券の交付をもって、その使用を許可されたものとみなす。

2 特別駐車のため駐車場を使用する者は、あらかじめ町長の許可を受け、町長が交付する許可証を駐車車両の前面に掲示しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、祭典、縁日、式典その他の多数の者が集合する催し（以

下「催事」という。)の開催のため駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 町長は、前項の許可をする場合において、駐車場の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の休止)

第9条 町長は駐車場の補修その他管理上必要があると認められるときは、駐車場の全部又は一部の使用を休止することができる。

(特別駐車使用の継続)

第10条 特別駐車の使用を受けた者が、その使用許可の期間が満了した後も駐車場の使用を継続しようとするときは、その使用許可の期間が満了する日までに、第8条第2項の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第11条 駐車場を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸すること。

(2) その他町長が禁止したこと。

2 前項第1号及び第2号の規定は、国又は地方公共団体等が公共事業などのために使用する場合には適用しない。

3 普通駐車場の1回の使用は、その入場の日から3日間を超えて使用してはならない。ただし、使用者から申出があり、町長がやむを得ないと認めたときは、相当の期間を定めて使用することができる。

(使用許可の取消し等)

第12条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を中止させ、又は許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(2) 使用許可の後において前条第1項各号のいずれかに該当したとき。

(3) 駐車場の管理上特に必要があると認められるとき。

(4) その他この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定の適用によって使用者が損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第13条 普通駐車、特別駐車及び催事等の開催における駐車場使用料(以下「使用料」という。)は、別表に定めるとおりとする。

(使用料の徴収)

第14条 普通駐車の使用料は、使用者が駐車場から車両を出場するときに徴収する。

2 特別駐車の使用料は、許可証を交付するときに徴収する。

(使用料の免除)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。
- (2) 国又は地方公共団体等が、緊急を要する業務を行うため使用する自動車を駐車させるとき。
- (3) その他町長が特別な理由があると認めるとき。

(使用料の不還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特に認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(駐車の拒否)

第17条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品その他の危険物を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) その他駐車場の管理上使用させることが不相当と認めたとき。

(行為の禁止)

第18条 普通駐車車の使用者は、駐車場で次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設を毀損し、又は汚損すること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) みだりに騒音を発すること。
- (5) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(車両引取りの請求)

第19条 使用者があらかじめ町長への届出を行うことなく、第11条第3項に規定する期間を超えて駐車している場合において、町長は、これらの使用者に対して通知又は駐車場における掲示等の方法により、指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、使用者が車両の引取りを拒み、若しくは引き取ることができないとき、又は町長の過失なくして使用者を確認することができないときは、自動車検査証に記載された所有者及び使用者（以下「所有者等」という。）に対して通知又は駐車場における掲示等の方法により町長が指定する日までに車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。

(車両の調査)

第20条 町長は、前条第1項の場合において、使用者及び所有者等を確認するために必要

な限度において車両を調査することができる。

(損害賠償)

第21条 使用者は、駐車場の施設を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(事故等の免責)

第22条 駐車場において、天災、火災、盗難、衝突その他町の責めに帰さない理由によって使用者及び第三者が被った損害に対しては、町長は、その責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第23条 町長は、駐車場の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 駐車場の使用の許可に関する業務

(2) 駐車場の施設、設備等の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他町長が定めるところに従い、駐車場の管理を行わなければならない。

4 指定管理者は、駐車場を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

5 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条ただし書、第8条第2項、第9条、第11条第1項第2号、第12条、第17条、第19条及び第20条の規定の適用については、「町長」とあるのは「指定管理者」と、第11条第1項及び第3項ただし書、第12条、第14条第1項及び第19条から第22条までの規定中「使用者」とあるのは「利用者」とする。

(利用料)

第24条 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、町長は、適当と認めるときは、指定管理者が使用料の額の範囲内において町長の承認を得て定める額を、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料」という。）とし、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料を収受させる場合における第13条から第16条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料」と、第15条及び第16条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

別表（第13条関係）

区分	駐車時間	使用料
普通駐車	入場から1時間まで	無料
	午前6時から午後10時までの間	1時間につき100円
	午後10時から翌日の午前6時までの間	1時間につき300円
	24時間までの最大料金 3,000円	
特別駐車	町長が許可した期間	町長が定める額
催事等の開催	町長が許可した期間	町長が定める額

備考

- 1 普通駐車において駐車時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算するものとする。
- 2 普通駐車において連続して駐車した時間が24時間を超える場合の使用料は、次に定める額の合計額とする。
 - (1) 24時間ごとにつき3,000円
 - (2) 24時間に満たない時間 この表に掲げる駐車時間の区分に対応する使用料の額
- 3 普通駐車において駐車券を紛失した場合の使用料は、入場時刻が確認できる場合は、この表に掲げる駐車時間の区分に対応する額とし、入場時刻が確認できない場合は、9,000円とする。